

電子申請システムQ & A

令和8年1月26日

	Q	A
1	登記事項証明書等の原本をスマホ、デジカメ等で撮影したものでも受付可能か。	可 ただし、記載内容を鮮明に確認できる資料であること。 (不鮮明な場合等は資料の再提出を依頼する可能性あり)
2	登記事項証明書を電子申請に添付したが、原本を別途郵送する必要があるか。	原本の送付は不要。
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		